

告示番号：1



最高裁判所判事
たかす じゅんいち
高須順一
昭和三四年一〇月九日生

略歴

東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政論専攻修了。京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。
 昭和六三年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
 平成二年 四月 法政大学法学部非常勤講師
 一六年 四月 法政大学大学院法学研究科教授
 二二年 一月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
 二二年 六月 公益財団法人日本司法研修所常務理事
 三〇年 四月 法政大学大学院法学研究科長
 令和元年 五月 日本弁護士連合会法制調査委員会委員長
 二年 六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
 二年 一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
 六年 四月 公益財団法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
 七年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定
 医療観察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であって、憲法適合の問題ではない（全員一致、裁判長）。
 二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決
 令和六年に行われた衆議院議員選挙当時において、公職選挙法三三一条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りとは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといふことはできず、憲法四二条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であつたとの意見を付した。
 三 令和七年二月二三日 第二小法廷決定
 大府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一条三号との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない（全員一致）。
 四 令和八年一月九日 第二小法廷判決
 国家公務員宿舎の住戸について国庫財産法に基づく使用許可を受けた真は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明渡し請求権を代行行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。
 裁判官としての心構え
 制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要がある。そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えている。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴う限り自由であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」。これはある著名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切に、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

告示番号：2



最高裁判所判事
おきの まさみ
沖野真己
昭和三九年一月二日生

略歴

奈良県生まれ。平群小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校平野校舎（A・F・S交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・ブレインビュ・ハイスクール）、東京大学法学部を卒業。米国・ヴァージニア大学ロースクール修了（L.L.M.）。
 昭和六一年一〇月 司法試験合格
 六二年 四月 東京大学法学部助手
 平成二年 一月 筑波大学社会科学系専任講師
 五年 四月 学習院大学法学部助教授
 一四年 四月 学習院大学法学部教授
 一四年 四月 法務省官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）
 一六年 四月 学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授兼法学部教授
 一九年 四月 一橋大学大学院法学研究科教授
 二二年 一月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 令和二年 四月 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
 七年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定
 全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額についた訴因を上回る金額を認定するに当たり一部因変更手続を経なかったことに違法はないとした（全員一致）。
 二 令和七年一〇月二二日 第三小法廷決定
 コンテナ倉庫が刑法一三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。
 三 令和七年二月一〇日 第三小法廷決定
 病院の診療録中、刑法三三二条二号により採用された出所不明な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。
 四 令和七年二月二三日 第三小法廷判決
 住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもと、配管の設置費用等に関して、所定の期間経過後に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了させる場合に所定の金額を液化石油ガス販売業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）。
 五 令和七年二月二三日 第三小法廷判決
 液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法二四二条ただし書の適用もないとした（全員一致）。
 六 令和八年一月二二日 第三小法廷判決
 弁護士としての職務に関して預り保管する金員を管理するため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士固有の債権の差押えを排除するためには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要がある。また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断すべきであるとされた（全員一致、意見付加）。
 裁判官としての心構え
 最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思えます。

北海道選挙管理委員会
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>

最高裁判所裁判官国民審査

18歳から
投票できます

投票時間
あさ7時
よる8時

※一部の投票所で投票時間が異なる場合があります。

漫才してます!

友だちとデート!

東京に出張で

映画なんてどう?

バイトかなあ?

レコーディングかな

イベントの司会です!

どこいこっか?

温泉行きたいっすね

サークル午後だっけ?

なにかあるんですか?

コーヒー淹れてまーす

ラジオの生放送♪

2月8日、なにしてる?

選挙特設サイトオープン!

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

18歳から投票できます

投票日 **2.8** 日

投票時間 あさ7時 ▶ よる8時

※一部の投票所で投票時間が異なる場合があります。

投票日に
行けない方は

期日前投票

1.28^水 ▶ 2.7^土

— 国民審査は 2.1^日 ▶ 2.7^土 —

投票時間 あさ8時30分 ▶ よる8時

こんな時は、期日前投票を
ご利用ください。

学校やお仕事、冠婚葬祭や
レジャーなどの予定があるとき。

悪天候により、投票所へ
行けない見込みのとき。

※期間中毎日交付しています。一部の投票所で投票時間が異なる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

不在者投票
について

引越して3か月経っていない方で、旧住居に投票に行けない場合などは、不在者投票により事前に投票することができます。手続きの詳細については、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。



『選挙妨害』や『虚偽事項の公表』は犯罪です!

選挙の自由を妨害することや、当選させない目的を持って、候補者に関して虚偽の事項を公にし、または事実をゆがめて公にする(SNSでの発信も含む)ことは犯罪の対象になります。(公職選挙法225条、235条2項)

北海道選挙管理委員会

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>